

国立大学法人千葉大学学長の選考手続に関する学長選考・監察会議申合せ

- 1 学長選考・監察会議委員は、その職務を行うにあたっては、常に中立・公正の立場を保持しなければならない。
- 2 国立大学法人千葉大学学長選考規程（以下「選考規程」という。）第7条第1項の推薦がなかった場合の取扱いは、学長選考・監察会議が、その都度定める。
- 3 選考規程第16条第1項の学長候補者の所信等の聴取（以下「ヒアリング」という。）は、学長候補者1名あたりおおむね45分とする。
- 4 ヒアリングの資料は、推薦人から提出された推薦書類とし、学長候補者からの追加資料の提出は認めないものとする。
ただし、選考規程第11条の所信等説明会で使用するスライドの使用は認める。
- 5 選考規程第16条第1項の学長となるべき者の選考は、無記名单記の投票によるものとする。
- 6 選考規程第7条第4項に基づき学長候補者を推薦した委員は、選考規程第16条第1項の学長となるべき者の選考の投票には加わらないものとする。
- 7 選考規程第12条第2項の学内意向聴取の結果の公示は、選考規程第16条第2項の学長となるべき者及び選考理由の公示と同時に行うものとする。

附 則

- 1 この申合せは、平成25年4月1日から実施する。
- 2 国立大学法人千葉大学学長の選考手続に関する学長選考会議申合せ（平成17年4月1日学長選考会議申合せ）は、廃止する。

附 則

この申合せは、平成28年2月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和5年12月8日から実施する。